

慶弔規定

第1章 総則

第1条 児童、会員等の慶弔については、当規定にて定める。

第2章 慶弔金の取り扱い

第2条 慶弔金は下記の通りとし、慶弔費より支出する。

	慶事	弔事	
	結婚	本人の死亡	親・子・配偶者の死亡
児童	—	花輪	—
		香典 5,000円	
保護者	—	花輪	—
		香典 5,000円	
教職員	10,000円	花輪	花輪
		香典 5,000円	香典 5,000円
顧問	—	花輪	花輪
		香典 5,000円	香典 5,000円

教職員には、校長、副校長、主幹、教諭、主事、栄養士、校医を含める。

第3条 会員の罹災については第2条規定にかかわらず考慮する。

第4条 特別の場合については、役員会で決定する。

第3章 付則

第5条 この規定の改廃を行う場合及び、解釈の疑義が生じた場合は役員会で協議決定する。

平成30年10月6日 改定
以上